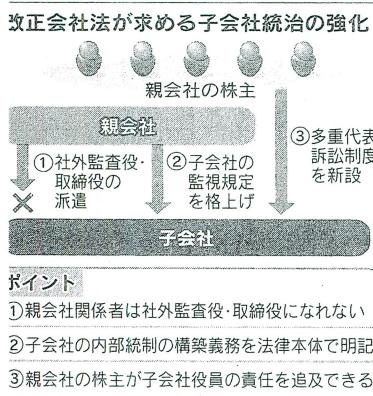


子会社管理 強化に迫られる

社外取締役の導入や情報共有…



ポイント

- ①親会社関係者は社外監査役・取締役になれない
 - ②子会社の内部統制の構築義務を法律本体で明記
 - ③親会社の株主が子会社役員の責任を追及できる

①は社外要件の厳格化と呼ばれている。親会社の取締役や執行役などを子会社の社外役員として認められなくなる。

の新設を目指す。一定の条件を満たせば、親会社の株主が子会社役員を相手に株主代表訴訟を起こせる。完全子会社の株式の譲渡価格は、企業によることなく、企業に必要か。

来春に改正会社法施行へ
親会社の監督責任明確に

帳簿価格が、完全親会社の資産の5分の1超であることなどが条件だ。企業にはどんな対応が必要か。会社法改正に關

9割が加入済みとされる。だが完全子会社の役員は株主代表訴訟のリスクが多く、未加入のケースが多いとみられる。

が、他の子会社には親会社以外の株主があり、もうともと代表訴訟のリリックを抱えているからだ。

「役員賠償責任（D&O）保険が検討課題の一つ」と指摘する。役員が会社に与えた損害などを補償する保険で、上場企業の

によると「改正会社法の成立をきっかけに子会社化が一般的の問い合わせが増えている」。多重代表訴訟の対象は完全子会社だ

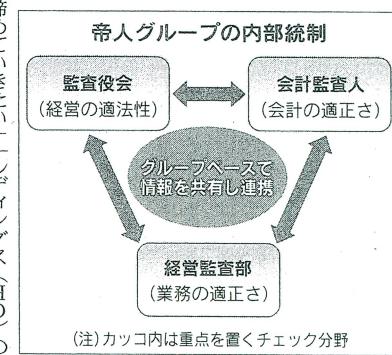
創設などに取り組む。
・統合以外の対策として、宮野弁護士は「完全

三井住友海上火災保険
伊藤忠商事では毎週水
し合いつつことで相乗効果が
生まれる」と話す。

バナンスが実現するわけではない」とクギを刺した。同社は今後、検証委員会の提言に基づいて「リスク管理統括部」の

務の適正さと違いが主なる。経営監査部の麦谷純一郎部長は、「焦点の当て方が異なる3者が、グループ企業の気になる点を指摘

上場企業などにて子会社の企業統治（コーポレートガバナンス）の重要性が増してきました。親会社に比べて株主や外取締役の監督機能が弱く、外取締役の監督機能が弱く、外取締役の監督機能が弱くなる傾向にあることから、「死角」になって問題が起きやすい面があるためだ。6月に成立した改正会社法も子会社の統治の強化を求めており、間題点や改善策を探った。



(注)カッコ内は重点を置くチャック分野

グループ一体の監視力ギ

企業統治に大きな違いがある。ガバナンスに詳しい宮野勉弁護士は「不特定多数の株主がいた方が

リフーズを含む事業子会社5社と合併し、今のマルハニチロになった。花王も問題発生後、カネボウ

子会社に親会社以外から
社外取締役をあえて招き
方法もある」と話す。社
会との常識のズレを修整

曜日の朝9時、東京都港区の本社に法務担当者が集まる。「グループ共通の勉強会を開いている」

、通か港